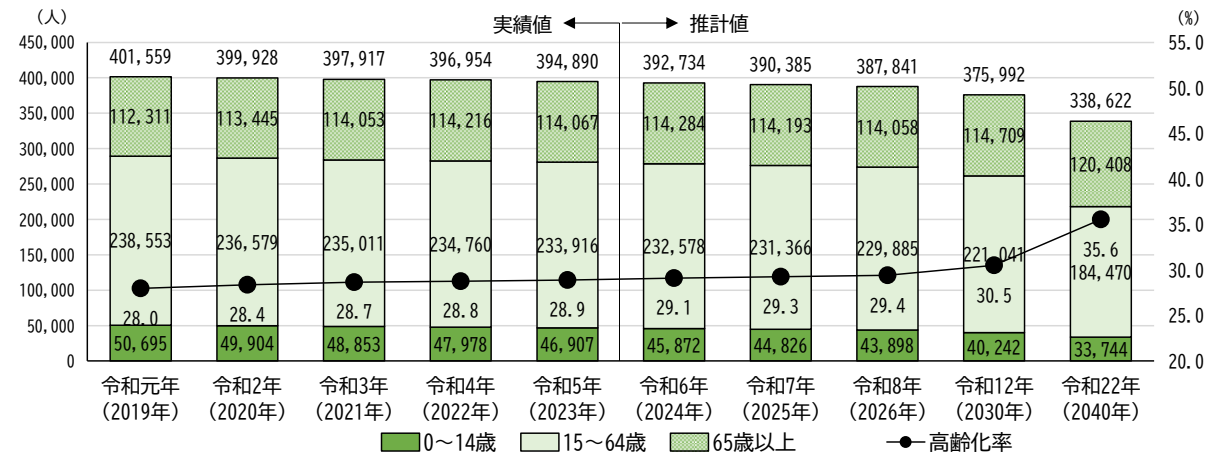


ひらかた高齢者保健福祉計画21（第9期） <概要>

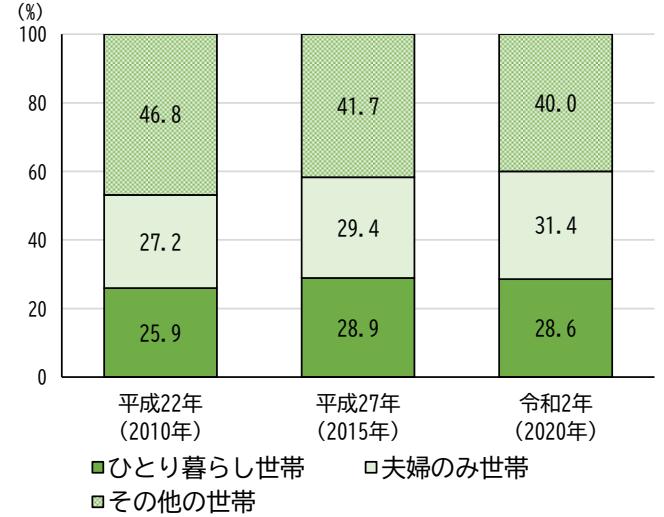
ひらかた高齢者保健福祉計画 21(第9期)策定の趣旨・背景

■将来人口、高齢化率の推計



資料：令和元年から令和5年までの住民基本台帳人口（各年10月1日現在）各歳データを元にコーホート変化率法で推計

■高齢者の暮らしている世帯の状況



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

- ・将来人口の減少
- ・高齢化率の上昇
- ・高齢者のみ世帯の割合の増加
- ↓
- ・高齢者を支える現役世代の減少
- ・日常生活において支援や介護を必要とする高齢者の増加
- ↓
- ・地域共生社会の実現に向けた「地域包括ケアシステム」（医療・介護・介護予防・生活支援の一体的な提供）の深化・推進。
- ・令和22年（2040年）の区切り等を踏まえた中長期を見据えながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域全体で高齢者を支えるシステムをつくり上げていく。

施設サービス・地域密着型サービス等の施設整備

国の基本指針等に基づき、人口動態や介護ニーズ等の見込みを踏まえた介護サービスの基盤整備を進めます。

	介護保険サービス等の名称	整備数
施設等に入所して受けるサービス	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	10床
	★地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）	1か所 29床
	介護医療院	1か所 50床
	特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム）	80床
在宅で生活しながら受けるサービス	★小規模多機能型居宅介護	1か所
	★看護小規模多機能型居宅介護	1か所
	★定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2か所
★地域密着型サービス（原則、本市の被保険者のみが利用できるサービス）		

第9期の保険料段階

第9期計画期間における保険料段階及び各段階の基準額に対する割合については、負担能力に応じた負担割合とする考え方を基本としながら、国から示された介護保険法施行令の改正内容を踏まえて、15段階から17段階へ多段階化を行います。

介護保険料

基準月額 6,276円

第9期介護保険事業運営期間における保険料率について（保険料段階・介護保険料）

【第9期の保険料段階】

保険料段階	対象者	基準額に対する割合	年間保険料	保険料段階	対象者	基準額に対する割合	年間保険料
1	・生活保護受給者 ・市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、前年合計所得金額+※1前年公的年金収入額が80万円以下の人	0.285 (0.455) ※2	21,500円 (34,300円) ※2	10	本人が市民税課税で、前年合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	1.70	128,000円
2	世帯全員が市民税非課税で、前年合計所得金額 + ※1前年公的年金収入額が120万円以下の人	0.435 (0.635) ※2	32,800円 (47,800円) ※2	11	本人が市民税課税で、前年合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	1.95	146,900円
3	世帯全員が市民税非課税で、第1・第2段階に該当しない人	0.685 (0.69) ※2	51,600円 (52,000円) ※2	12	本人が市民税課税で、前年合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	2.10	158,200円
4	本人が市民税非課税(世帯は課税)で、前年合計所得金額 + ※1前年公的年金収入額が80万円以下の人	0.90	67,800円	13	本人が市民税課税で、前年合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	2.25	169,500円
5 (基準)	本人が市民税非課税(世帯は課税)で、第4段階に該当しない人	1.00	75,300円	14	本人が市民税課税で、前年合計所得金額が720万円以上820万円未満の人	2.30	173,200円
6	本人が市民税課税で、前年合計所得金額が100万円未満の人	1.15	86,600円	15	本人が市民税課税で、前年合計所得金額が820万円以上1,000万円未満の人	2.55	192,000円
7	本人が市民税課税で、前年合計所得金額が100万円以上120万円未満の人	1.20	90,400円	16	本人が市民税課税で、前年合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の人	2.75	207,100円
8	本人が市民税課税で、前年合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.25	94,100円	17	本人が市民税課税で、前年合計所得金額が1,500万円以上の人	2.95	222,200円
9	本人が市民税課税で、前年合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.50	113,000円				

※1:遺族年金・障害年金などの非課税年金は除く
 ※2:()内は、公費(低所得者保険料軽減負担金)による軽減前の割合および金額

【介護保険料】

第9期 基準月額：6,276円（第8期 基準月額：5,902円）】



「ひらかた高齢者福祉計画 21（第9期）」に基づき介護保険料率の改定

必要なサービス量の確保や介護給付の適正化に努めるとともに、介護保険料の負担については、負担能力に応じた負担割合とする考え方を基本としながら、介護給付費準備基金を活用するなど、介護保険料のできる限りの軽減に取り組む。